

香川県条例第2号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="241 464 327 496">附 則</p> <p data-bbox="203 539 506 571">（法人税割の税率の特例）</p> <p data-bbox="159 576 1120 683">22 昭和51年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>	<p data-bbox="1227 464 1312 496">附 則</p> <p data-bbox="1189 539 1491 571">（法人税割の税率の特例）</p> <p data-bbox="1144 576 2105 683">22 昭和51年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。